歴史の ひろば

アメリカ大統領選挙の歴史的背景

古矢 旬

年に一度、閏年ごとに実施されるアメリカ大統 領選挙は、2024年11月5日(11月の第1月曜日 の翌日の火曜日)に史上60回目の投票日を迎える。 その時点で81歳となるアメリカ史上最高齢の現職 大統領民主党のジョー=バイデンや、同じく高齢で 前回敗北した45代大統領ドナルド=トランプをはじ めとする共和党の10名近い候補者たちは、すでに本 選挙での党候補の指名を争い、活発な活動を展開し ている。実のところ、これらの候補者の多くは、昨 年11月におこなわれた中間選挙(大統領任期の中間 年に実施される連邦議会議員選挙や州知事選挙な ど)の直後から、否それどころか候補によっては前 回大統領選の直後から、実質的な選挙戦を展開して きているとされる。こうした長期かつ恒常的な候補 者活動を指して、政治学者は「永続的選挙戦 (permanent campaign)」と呼ぶが、そこには、政治家 のあらゆる政治活動が、つぎの選挙戦の勝利、そし てそのための政治資金集めという目的に従属させら れている本末転倒なアメリカ民主政治の実情に対す る批判が込められていよう。

最終的に1人の大統領を選抜するまでに、この選挙戦はいくつかの複雑な段階を追って進められてゆくが、各候補者はつねに自身の知名度や人気や資金力の拡大をはかりながら多くの難関を乗り越えていかなければならない。最初の大きな関門が2大政党のそれぞれの内側で戦われる予備選挙や党員集会(コーカス)であり、2024年の場合、この先来年2月から6月頃まで、各政党の各州、首都ワシントン、準州などの地方組織によって順次実施される。ここで選ばれた各地の政党組織の代議員や連邦政府のレベルで重要な公職にある党の指導者ら特別代議員を一堂に集めて開催される全国党大会(2024年の場合、共和党は7月ミルウォーキーで、民主党は8月

シカゴで開かれる)の代議員投票によって、その年の2大政党の大統領候補が正式に指名される。

本選挙は、通例9月初めのレイバー=デイ明けに 本格化し、そこからアメリカ政治は大統領選一色と なる。そして11月5日一般有権者の投票により、 事実上次期正・副大統領が決まる。しかしアメリカ の大統領選挙の最終的な帰趨は、少なくとも憲法的 には、一般有権者の投票によってではなく、州ごと に勝者総取り方式(ネブラスカとメインは例外)で一 般有権者が選んだかたちとなっている総計538人の 大統領選挙人票(各州の連邦上院議員数と連邦下院 議員数の合計数、たとえば2024年ではカリフォル ニア州は54票、アラスカ州は3票を割り当て、そ れに首都ワシントンの3票を加える)の投票によっ て決する。この点でアメリカ大統領選挙は間接選挙 であり、ときに一般投票の総計で相対的少数しか獲 得しなかった候補者が、選挙人投票で上まわり当選 することもおこりうる。来年度の場合、選挙人は州 ごとに12月17日(12月の第2水曜日後の最初の火曜 日) に集まり、投票する。その結果が2025年1月6 日連邦議会の上下両院合同会議で開票され、正・副 大統領の当選者が正式に決定される。前大統領の任 期は、合衆国憲法修正第20条の定めるところ、その 任期が終了する年の1月20日の正午までとされる。 したがって新大統領の就任式は、この時間に始まる。

以上が、複雑きわまりないアメリカ大統領選挙の 現時点における仕組みと方法とを簡略化した概観で ある。これまで59度の選挙により、46代の大統領 を生み出してきたこの選挙制は、いうまでもなく現 代世界においてもっとも古くから継続してきた共和 主義的な中央行政府選出制度である。しかし、この 国の大統領制の根幹は、同じく近代の国民国家の成 文憲法中最古とされる合衆国憲法に照らすならば驚 くほど単純、簡明である。大統領関連の条文は、第2条(合衆国大統領の選出方法、資格要件、報酬、権限、弾劾などを規定した)の5つの節と、その第1節中に示された選挙方法に改定を加えた修正第12条(1804年成立)、その修正第12条の一部を修正した修正第20条(1933年成立)、そして死亡や辞任によって大統領が突然欠けたときの承継、代理について詳しく定めた修正第25条があるにすぎない。

アメリカ大統領制に関わる合衆国憲法のそもそもの条文の少なさと、修正の少なさから、人はアメリカ大統領選挙制度が、その建国以来きわめて変化に乏しく安定していたかの印象を受けるかもしれない。しかし、それならば、先にみた現代大統領制の複雑きわまりない様相はいったいいかにして生じてきたのであろうか。現在の大統領選挙では、すでに当たり前とされる仕組みやメカニズムは、実はアメリカ連邦政治が過去に直面した深刻な社会的変化や対立や危機の所産であった。他の国であれば、革命や内戦などによりレジームの変化や大きな憲政的な断絶を生じかねない対立や危機を、なぜかアメリカは(南北戦争の一時期を除いて)同じ憲法体制のもとに収束させてきた。

こうしたアメリカ憲法体制の柔軟性は、そもそも その体制の構築時にあらかじめ装備された特性であ った。宗教も出身地域や祖先も民族文化も産業構造 もおよそ異質な13の新興独立国家群を独立後の分 散的傾向から1つの統治体にまとめるために起草 されたのが、合衆国憲法であった。そのために憲法 は、「妥協の束 | たらざるをえなかった。人口の多い 大州と少ない小州とをいかに同じ連邦の同等の構成 要素として取り込むか。市民権をもたないどころか 「動産」にすぎない南部諸州の黒人奴隷をどれだけ連 邦議会下院の代表選出基盤や連邦税の徴収基盤の人 口として数えるか。前者は、連邦議会を各州に人口 比で案分した議席を与える下院と各州平等に2議 席を与える上院との二院制にすることで妥協がはか られた。そして後者は、代表についても税について も奴隷1人を5分の3人として数える悪名高い条 項によって南北の妥協が成立した。

大統領制の成立はもう1つの妥協の産物であった。連邦政府の執行権について、一方には単一の行政首長は新たな王政であると警戒し、連邦議会の選

挙による複数執行部体制をよしとする主張があり、他方には1人の強力な大統領のもとで各州を行政的に統合し、立法府から独立した強い行政府をもたなければそれまでの「連合規約」下の弱体な国家体制の危機が続くとする主張があった。この対立点を妥協させたのが、現代まで続く「選挙人」制度によって単一の行政府を選ぶ方式であった。各州は、その連邦上院議席数と連邦下院議席数の合計の選挙人を選出する方法は各州の議会にゆだねられることになった。そして、大統領候補のだれも選挙人投票の過半数を獲得しえなかった場合は、連邦下院で各州が1票ずつを投じて当選者を決めることとされた。

こうして憲法的な仕組みとしてみるならば、アメ リカの立憲制や大統領選挙も、建国初期からめだっ てかわってはいないことがわかる。しかし、その後 大統領選挙制度は、アメリカ政治に現出した2つの 相関する新しい要因によって、大きく変容をとげて いくことになる。すなわち、デモクラシーの進展と 政党政治の開始である。建国期のアメリカにおいて、 芽ばえつつあったデモクラシーも政党(当時は faction=派閥と呼ばれた)もどちらかというとネガ ティブな意味合いを帯びる言葉として用いられ、合 衆国憲法のうちにはおよそ影すらみえなかったにも かかわらず、19世紀前半にはそのいずれもが大きく 成長をとげることとなった。成人の白人男子の普通 選挙権と投票参加が拡大していくにつれ、大統領選 挙は少なくとも4年に一度、各地に出現した地方や 州の政党組織間の連携にもとづく全国政党形成に弾 みをつける政治的イベントとなっていった。また、 州議会がその選出をゆだねられた「選挙人制度」は、 憲法の条文にはなんら手をつけることなしに、いつ しか各州の人民による直接選挙制へとその実質をか えていった。そしてこの時期から、アメリカの大統 領制には、大統領がその支持政党の方針に沿って政 治戦略を練り政策選択をおこなうという政党政治的 (partisan)側面と政党とは独立に個々の大統領の統 治実績をデモクラシー全体の観点から評価する国民 代表的(plebiscitary)側面とを共にもつ二面的な統治 組織へと変容していくのである。

(ふるや・じゅん/東京大学名誉教授)